

意見書

山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が実施した令和3年度農地中間管理事業について、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

○ 樹園地の集積・集約対策について

さくらんぼに代表されるような樹園地の集積が進んでいない。樹園地における農業者の高齢化が進み管理放棄地が増加する恐れがあることから、多様な人材を労働力として活用するなど、県とも連携し樹園地の集積・集約を推進する必要がある。

○ 基盤整備事業を活用した集積・集約化の推進について

換地を伴う基盤整備事業は、計画段階において農地の集積・集約を図ることができる。また、簡易な基盤整備事業を活用し、畦畔を撤去し大区画化することで集約化を進めることも可能であることから、積極的に進めることも重要である。

○ 将来を見据えた若手農業者への対策について

10～20年後を考え将来的に安定した経営が行える担い手へ集積を進める必要がある。経営面積が増加した若手農業者がきちんと相談できる環境づくりのための政策を考える必要がある。

○ 農業経営基盤強化促進法等改正への対応及び手数料の徴収について

法改正に伴い市町村では事務量等の負荷が増加するため、市町村が十分な理解を持って取り組めるような説明を国や県に行ってもらいたい。また、山形県農地中間管理機構の事務量増大などの今般の状況を鑑みると、仕事に対する対価として手数料を徴収することは必要であり、過大にならない範囲で、事務の集約化と併せ検討してもらいたい。

令和4年6月30日

山形県農地中間管理事業評価委員会

委員長	小 沢	互
委員	青 柳	智 子
委員	太 田	宏 明
委員	齋 藤	一 志
委員	佐 貝	全 健
委員	中 村	真 実
委員	原 田	俊 二